

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：かすみがうら市総合防災マップ)

- ・当市の総合防災マップ（恋瀬川及び霞ヶ浦）によると、当会（本所及び霞ヶ浦支所）が立地する地域においては、洪水・浸水被害の想定区域には指定されていない。但し、霞ヶ浦沿岸に立地する一部の水産加工業者等が0.5m～3.0m未満の区域に含まれている。

(土砂災害：かすみがうら市総合防災マップ)

- ・当市の総合防災マップによると、千代田地区においては雪入地区／上佐谷地区／東野寺地区が土砂災害警戒区域となっている。霞ヶ浦地区においては、主に坂地区／牛渡地区／戸崎加茂地区が土砂災害特別警戒区域として設定されている個所が点在しており、戸崎加茂地区においては「加茂工業団地」があり製造業を中心とした企業が集積している。

(地震：J-SHIS)

- ・地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で49.7%の確率で発生すると言われている。（地震ハザードカルテ2020年版）

(感染症、サイバー攻撃等)

- ・新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。
- ・当市の主要産業である製造業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,070人
- ・小規模事業者数 971人

（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は15人）

【内訳】

業種		事業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に取り組んでいる者)	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	235	214(5)	市内に広く分散している
	製造業	126	114(6)	市内に広く分散している
	卸・小売業	245	222(1)	市内に広く分散している
	飲食・宿泊業	98	89(0)	市内に広く分散している
	サービス業	183	166(3)	市内に広く分散している
	その他	183	166(0)	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・本計画の策定にあたって、事業者に影響を与える当市の災害リスクの検討や重点的に支援すべき対象を決定するため、当市商工観光課及び環境防災課と当商工会において連絡会議を開催した。(年2回実施)
- ・かすみがうら市地域防災計画の策定及び改正、防災訓練の実施(年1回2箇所で開催)
- ・かすみがうら市新型インフルエンザ等(感染症)対策本部の設置と対策行動計画の策定
- ・防災訓練の実施年1回

2) 当会の取組

- 事業者BCP(事業継続力強化計画を含む)に関する国の施策の周知
 - ・中小企業庁作成の小冊子やパンフレットを配布し、施策内容の周知を図っている。
 - ・当市の主要産業である水産加工業においては、多くの事業者が霞ヶ浦に隣接する湖岸沿い周辺地域区に所在することを踏まえ、水害時の事業継続力強化の必要性について周知・啓発を図っている。
 - 防災意識の啓蒙
 - ・市が作成したハザードマップ及び防災ガイドを掲示し、防災についての意識向上を図っている。
 - 防災訓練への参加及び協力
 - ・発災時の対応について、市が実施する防災訓練等に参加している。
 - 被害に関する情報共有
 - ・発災時に被害状況を速やかに調査するとともに、調査結果について県が運用するシステムにおいてリアルタイムでの情報共有を図っている。
 - 相談窓口の設置
 - ・資金調達や持続化補助金、持続化給付金、家賃支援給付金への対応など関連する施策の情報提供や申請補助を行っている。
 - 個別融資相談会
 - ・感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者等を対象に、日本政策金融公庫とともに個別融資相談会を開催している。
- #### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況
- ・市内小規模事業者を訪問し事業者のBCP策定に係る指導5者
 - ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導2者
 - ・茨城県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進5者
 - ・防災訓練の実施年1回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②かすみがうら市との協力体制が十分に整備されていない。
- ③緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいないため、危機管理に関する情報収集力や防災意識も低く、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者の一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②当市危機管理課、商工観光課、当会で年2回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、茨城県火災共済協同組合、日本政策金融公庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・市内の主要産業である水産加工業が多く集積する霞ヶ浦湖岸沿い周辺地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が15件と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ・年3者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ・損害保険加入の取組を3者に対して行う。
- ・上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。【https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html】
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・当会、かすみがうら市と連携し、状況確認や改善点等について、情報交換の機会（年2回）を設ける。
- ・かすみがうら市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。
（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ホームページなどで域内の事業者の事業継続力強化に関する施策等の周知を行う。

（5）関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入推進等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

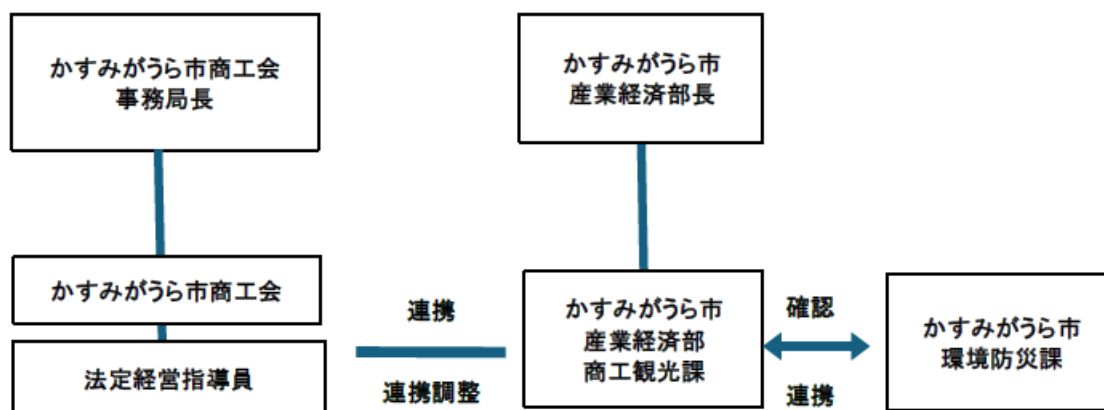
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



① 県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当会、本市商工観光課・環境防災課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針について情報共有を行う。
- ・ また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を10地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、当会経営指導員の巡回指導等により、事業継続力強化に対する情報提供ならびに事業所BCP策定支援において支援先の発災リスクに報じた提案を行う。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員2名、事務員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会とかすみがうら市の情報交換会(年2回)において評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 松澤 由幸（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 松澤 由幸は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

かすみがうら市商工会

〒315-0057 茨城県かすみがうら市上土田 433-2

TEL： 0299-59-3755 / FAX： 0299-59-5580

E-mail： daihyo@kasumi-shoko.or.jp

②関係市町村

かすみがうら市役所産業経済部 商工観光課

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田 562

TEL： 029-897-1111 / FAX： 029-897-1111

E-mail： syoukou@city.kasumigaura.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、かすみがうら市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等

(別表 5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	① 相談窓口の設置 ② 被害調査 ③ 経営課題把握 ④ 復興支援業務
被害がある	・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。	① 相談窓口の設置 ② 被害調査 ③ 経営課題把握
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

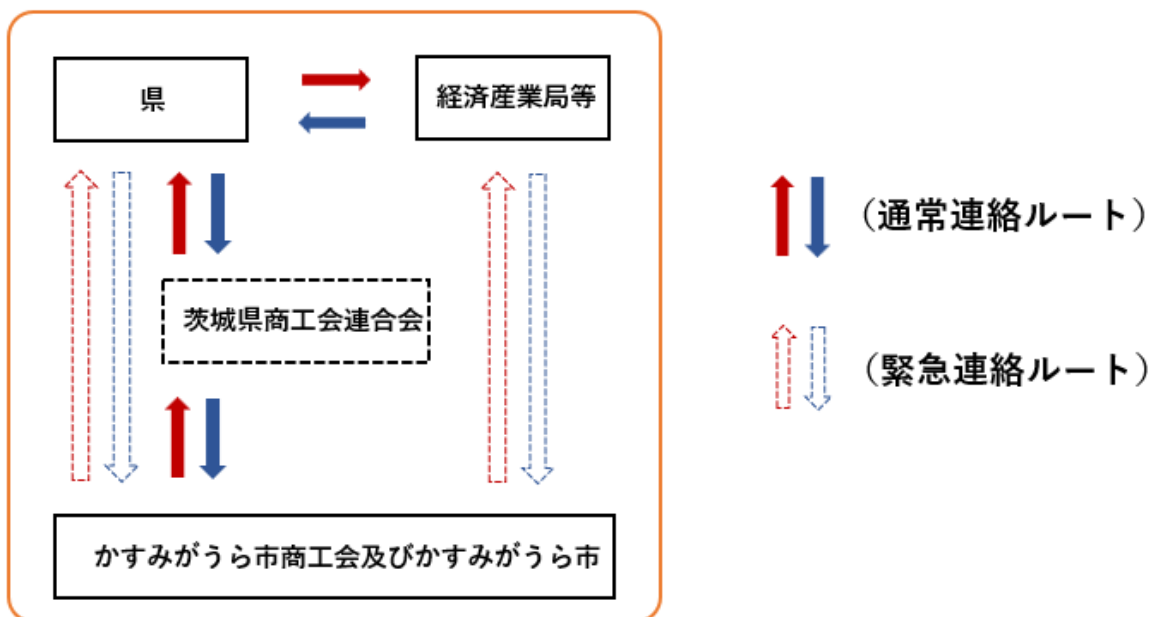
- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当会が報告した内容について確認を行う。



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、かすみがうら市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした対口支援体制に基づき、災害対応を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。